

平成31年3月29日

四條畷市耐震改修促進計画に別紙として下記文言を追記する。

本計画に定めるブロック塀等の安全対策について、危険な既存ブロック塀等の除却を推進するため、その除却費用を一部補助するブロック塀等の安全確保に関する事業を一定期間実施する。

ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路は公道のほか、一般の通行の用に供されていると認められる道路で、住宅や事業所等から避難地等へ至る経路とする。